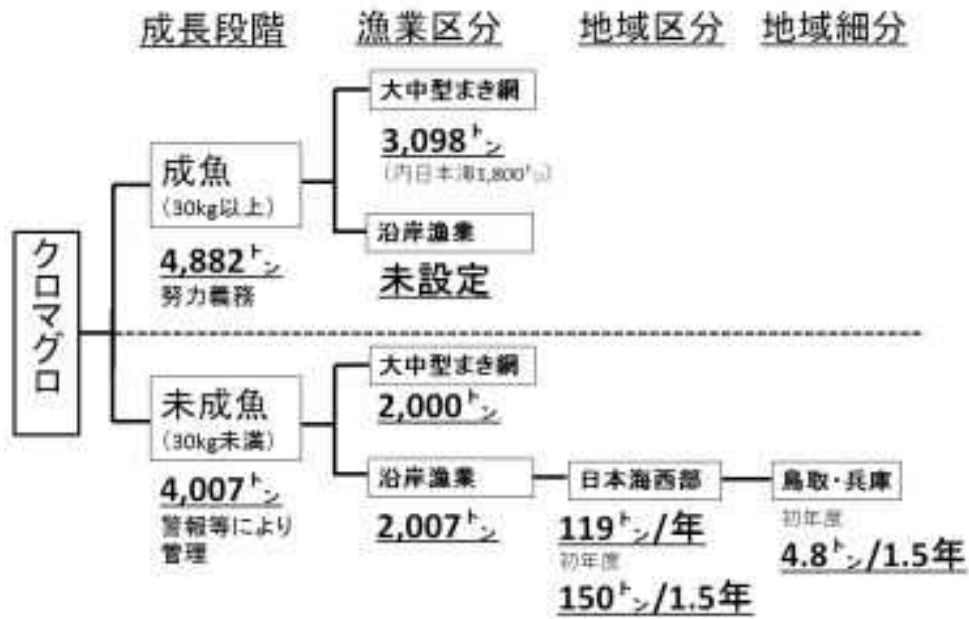


沿岸漁業におけるクロマグロの資源管理について

平成27年7月16日 鳥取県水産課

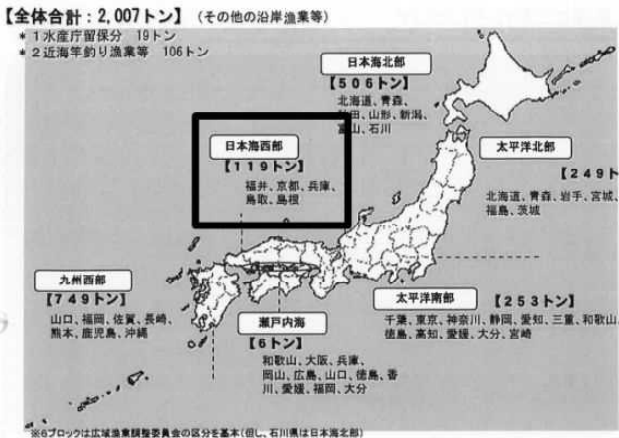
1 クロマグロ

- 平成27年漁期より、クロマグロ小型魚（30kg未満）の漁獲規制が開始（日本全体で4,007トン、沿岸漁業全体で2,007トン）
- 日本海西部ブロック（福井～鳥根）の漁獲枠は年間119トン。
- ブロック内の管理手法については、水産庁、府県担当者で協議。漁獲枠を県毎に線引きする方向で調整。



※鳥根、福井+京都、鳥取+兵庫に分けて管理

期 間	ブロック漁獲枠	兵庫+鳥取漁獲枠
H27年1月～H28年6月	150t	4.8t
H28年7月以降 ○年7月～○年6月	119t	未定



「警報」や「操業自粛要請」について

○ ブロックごとに漁獲が上限の7割に達した段階で「注意報」、8割で「警報」、9割で「特別警報」、漁獲上限に達する前の9割5分で「操業自粛要請」を都道府県を通じて漁業者に発出。併せて、この旨を水産庁ホームページに掲載しプレスリリースし、漁業者のみならず流通加工業者、消費者などに広く情報発信。

☆ブロックごとに・・・

区分	警報
漁獲上限の7割	注意報
" 8割	警報
" 9割	特別警報

上限に達する前 (9割5分) 操業自粛要請(タイムラグを考慮)